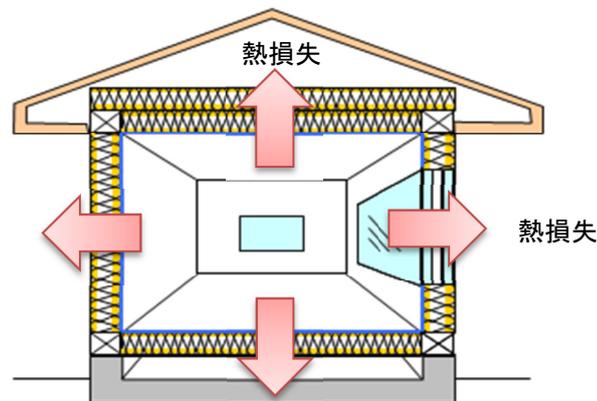


建材トップランナー制度の対象となる建築材料の選定について（案）

1. 建材トップランナー制度の対象となる建築材料の条件

改正省エネ法第 81 条の 2 において熱損失防止建築材料は「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料」と定義されており、外壁、窓等を構成する建築材料が対象として考えられる。



図：住宅からの熱損失（イメージ図）

また、特定熱損失防止建築材料は、改正省エネ法第 81 条の 3 に基づき、以下の 3 点の全てを満たすものである必要がある。

- ①我が国において大量に使用される熱損失防止建築材料であること。
- ②建築物において熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられるものであること。
- ③熱損失防止性能の向上を図ることが特に必要なものであること（例えば、熱損失防止性能の改善余地、社会的要請等を有すること等）。

2. 建材トップランナー制度の対象となる建築材料の選定

1. を踏まえ、外壁、窓等を構成する以下の建築材料を建材トップランナー制度の対象となるものとして定めることを目指すこととする。

- ・外壁等に使用される断熱材
- ・窓に使用されるガラス及びサッシ

このうち、まずは断熱材について詳細の制度設計を行うこととしたい。